○農林水産省令第十五号

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）及び復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百号）の施行に伴い、並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の十九第一項、第二項第一号ト、第二号ニ及び第三号ニ並びに第三項第十号、第十七条の二十、第十七条の二十七第五号並びに第十七条の三十三第二項及び第三項並びに福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）第一条、第二十八条第六号並びに第三十条第二号、第四号及び第五号の規定に基づき、復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

農林水産大臣　野上浩太郎

復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（福島農林水産業振興施設） **第一条**　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号。以下「令」という。）第一条の農林水産省令で定める施設は、主として次に掲げる事業を行う施設とする。 一　福島農林水産物を集荷し、調製し、貯蔵し、又は出荷する事業 二　福島農林漁業（福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第七条第四項第一号イに規定する実施区域において行われる農林漁業（当該実施区域内の地に漁獲物を陸揚げする者が営む漁業を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の生産資材を貯蔵し、又は保管する事業 三　福島農林水産物又はその加工品を供与する事業（令第一条第四号及び次号に掲げる事業を除く。） 四　福島農林水産物の加工品を調理して供与する事業 五　廃棄された福島農林水産物又は廃棄された福島農林漁業の生産資材を処理する事業（第七号に掲げる事業を除く。） 六　都市住民の福島農林漁業の体験その他の都市等との地域間交流を図る事業（令第一条第四号並びに第三号及び第四号に掲げる事業を除く。） 七　福島農林漁業有機物資源（福島農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち、動植物に由来するものであって、エネルギー源として利用できるものをいう。以下この号において同じ。）を原材料とする燃料（以下この号において「福島バイオ燃料」という。）を製造する事業（令第一条第二号に掲げる事業を除く。）又は福島農林漁業有機物資源若しくは福島バイオ燃料からエネルギーを製造する事業（同条第五号に掲げる事業を除く。）	（新設）
（農用地利用集積等促進計画の作成） **第二条**　福島県知事は、法第十七条の十九第一項の規定により農用地利用集積等促進計画を定めようとするときは、農用地等についての賃借権の設定等の促進による農用地の利用の集積の促進又は福島農林水産業振興施設の整備による避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域における農林水産業の振興を旨として、当該農用地利用集積等促進計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。	（新設）